

被保険者が受取人となる保険金等の代理請求特約条項

(平成22年12月21日改正)

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者が受取人となる保険金等について、その受取人が保険金等を自ら請求できない特別な事情があるときに、所定の代理人が保険金等を請求する場合の取扱について定めたものです。

第1条（特約の対象となる保険金等）

この特約が付加されている主契約および主契約に付加されている特約（この特約を除き、以下「各特約」といいます。）において、主契約の被保険者が受取人となる保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付および主契約の被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料払込の免除（以下「保険金等」といいます。）をこの特約による代理請求の対象とします。ただし、すえ置かれた保険金等を除きます。

第2条（保険金等の代理請求）

1. つぎの各号のいずれにも該当する場合には、第2項に定める者が、請求に必要な書類（別表1）および特別な事情を示す書類（別表1）を提出して、保険金等の受取人の代理人としてその保険金等を請求することができます。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および各特約の特約条項の保険金等の支払方法の選択に関する規定は適用しません。
 - (1) この特約の付加日以後に第1条（特約の対象となる保険金等）に定める保険金等の支払事由（保険料払込の免除事由を含みます。以下本条において同じ。）が生じたとき
 - (2) 保険金等の受取人（保険料払込の免除の場合は保険契約者。以下同じ。）が保険金等を自ら請求できないつぎのいずれかに該当する特別な事情があるとき
 - (ア) 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると当会社が認めた場合
 - (イ) 悪性新生物等の当会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
 - (ウ) その他前(ア)および(イ)に準じる状態であると当会社が認めた場合
2. 第1項の規定により保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができる者はつぎの者とし、ただし、故意に保険金等の支払事由を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者を除きます。
 - (1) 主契約または各特約において指定代理請求人があらかじめ指定されているときは、その者。ただし、請求時において、主契約の被保険者と同居しまたは生計を一にしている主契約の被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。
 - (2) 第1号に該当する者がいない場合には、請求時において、主契約の被保険者と同居しまたは生計を一にしている主契約の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人が死亡したことにより、主約款の規定にもとづき、主契約の死亡保険金受取人となった者を除きます。）
3. 主約款または各特約の特約条項の規定により指定代理請求人の指定もしくは変更または死亡保険金受取人の変更が行われた場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 指定代理請求人の指定または変更が行われた場合、指定または変更前に支払事由が生じた保険金等については、第1項および第2項の規定による請求は取り扱いません。
 - (2) 死亡保険金受取人の変更が行われた場合、変更前に支払事由が生じた保険金等については、変更後の死亡保険金受取人による保険金等の代理請求は取り扱いません。
4. 本条の規定により保険金等を請求する場合、第2項第2号に該当する主契約の死亡保険金受取人が2人以上のときは、当該受取人は共同して請求してください。
5. 本条の規定により当会社が保険金等を保険金等の受取人の代理人に支払ったときは、その後保険金等の請求を受けても、当会社は、これらを重複しては支払いません。
6. 本条の規定により保険金等を請求する場合で、主約款および各特約の特約条項の規定にもとづき必要な事項の確認を行う際、本条に定める代理人が、正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

第3条（特約の締結）

1. 保険契約者は、主契約の契約日以後、当会社の定める取扱にもとづき、主契約の被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。
2. この特約を主契約の契約日後に付加する場合には、保険契約者は、この特約の付加に関する書類を提出してください。この場合、その書類を当会社の本店または当会社の指定した場所で受け付けた日をこの特約の付加日とします。

第4条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第5条（主約款および各特約の特約条項に定める保険金等の代理請求の取扱）

この特約を付加した場合、保険金等の代理請求については、この特約条項に定めるところにより取り扱います。この場合、主約款および各特約の特約条項の規定による保険金等の代理請求は取り扱いません。

第6条（主契約に付加されている高度障害保険金等の代理請求特約の取扱）

この特約を付加した場合、主契約に付加されている高度障害保険金等の代理請求特約は、この特約の付加日の前日に消滅したものとします。

第7条（主約款および各特約の特約条項の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款および各特約の特約条項の規定を準用します。

第8条（こども保険（S58）、育英年金付こども保険またはこども学資保険に付加した場合の特則）

この特約をこども保険（S58）、育英年金付こども保険またはこども学資保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「主契約の被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。
- (2) 主約款の規定による保険料払込の免除については、保険契約者が請求する場合に限り、第1条（特約の対象となる保険金等）に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。
- (3) 第2条（保険金等の代理請求）中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の被保険者」と読み替えます。

第9条（こども学資保険（H7）または5年ごと配当付こども学資保険に付加した場合の特則）

この特約をこども学資保険（H7）または5年ごと配当付こども学資保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（保険金等の代理請求）中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「後継保険契約者」と読み替えます。
- (2) 第8条（こども保険（S58）、育英年金付こども保険またはこども学資保険に付加した場合の特則）第1号および第2号の規定は、本条の場合に適用します。

第10条（新・特別終生安泰保険（S60）または終身保険（S60）に付加した場合の特則）

この特約を新・特別終生安泰保険（S60）または終身保険（S60）に付加した場合で、主約款に定める年金支払移行特則による年金支払を選択したときは、第2条（保険金等の代理請求）中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「年金支払開始日の前日における主契約の死亡保険金受取人」と読み替えます。

第11条（終身保険（S62）または新種終身保険に付加した場合の特則）

この特約を終身保険（S62）または新種終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主約款に定める年金支払移行特則による年金支払を選択した場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 主契約の全部について主約款に定める年金支払移行特則による年金支払を選択した場合には、第2条（保険金等の代理請求）中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「年金支払開始日の前日における主契約の死亡保険金受取人」と読み替えます。
 - (イ) 主契約の一部について主約款に定める年金支払移行特則による年金支払を選択した場合で、年金支払に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したときは、第2条中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「年金支払に移行しない終身保険部分の消滅時の死亡保険金受取人」と読み替えます。
- (2) 主契約に介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行した場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 主契約の全部について介護保障に移行したときは、第2条中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「介護保障移行特約の締結日の前日における主契約の死亡保険金受取人」と読み替えます。
 - (イ) 主契約の一部について介護保障に移行し、介護保障に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したときは、第2条中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「介護保障に移行しない終身保険部分の消滅時の死亡保険金受取人」と読み替えます。
- (3) 主契約に夫婦年金移行特約を付加し、夫婦年金に移行した場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第1条（特約の対象となる保険金等）および第2条中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金移行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (イ) 主契約の全部について夫婦年金に移行したときは、第2条中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「年金支払開始日の前日における主契約の死亡保険金受取人」と読み替えます。
 - (ウ) 主契約の一部について夫婦年金に移行し、夫婦年金に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したときは、第2条中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「夫婦年金に移行しない終身保険部分の消滅時の死亡保険金受取人」と読み替えます。
- (I) 第3条（特約の締結）中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。
- (I) 夫婦年金移行特約条項の規定により支払われる年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第1条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。第2被保険者が受取人となる年金の代理請求の場合、第2条中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金移行特約条項中「第2被保険者」をいいます。
- (4) 主契約に介護割増年金移行特約を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 主契約の全部について介護割増年金移行特約条項を適用したときは、第2条中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「特約年金支払開始日の前日における主契約の死亡保険金受取人」と読み替えます。
 - (イ) 主契約の一部について介護割増年金移行特約条項を適用した場合で、介護割増年金移行特約条項を適用しない終

- 身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したときは、第2条中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「介護割増年金移行特約条項を適用しない終身保険部分の消滅時の死亡保険金受取人」と読み替えます。
- (5) 主契約に夫婦介護割増年金移行特約を付加した場合には、つぎのとおりとします。
- (ア) 第1条および第2条中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦介護割増年金移行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
- (イ) 主契約の全部について夫婦介護割増年金移行特約条項を適用したときは、第2条中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「特約年金支払開始日の前日における主契約の死亡保険金受取人」と読み替えます。
- (ウ) 主契約の一部について夫婦介護割増年金移行特約条項を適用した場合で、夫婦介護割増年金移行特約条項を適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したときは、第2条中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「夫婦介護割増年金移行特約条項を適用しない終身保険部分の消滅時の死亡保険金受取人」と読み替えます。
- (エ) 第3条中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。
- (オ) 夫婦介護割増年金移行特約条項の規定により支払われる特約年金、介護給付金および介護割増年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第1条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。第2被保険者が受取人となる特約年金、介護給付金または介護割増年金の代理請求の場合、第2条中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦介護割増年金移行特約条項中「第2被保険者」をいいます。
- (カ) 主契約に介護割増年金移行特約（H13）を付加した場合には、第4号の規定を適用します。この場合、第4号中「介護割増年金移行特約」とあるのは「介護割増年金移行特約（H13）」と、「介護割増年金移行特約条項」とあるのは「介護割増年金移行特約条項（H13）」と読み替えます。
- (キ) 主契約に夫婦介護割増年金移行特約（H13）を付加した場合には、第5号の規定を適用します。この場合、第5号中「夫婦介護割増年金移行特約」とあるのは「夫婦介護割増年金移行特約（H13）」と、「夫婦介護割増年金移行特約条項」とあるのは「夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）」と読み替えます。

第12条（終身年金保険「長寿年金」に付加した場合の特則）

- この特約を終身年金保険「長寿年金」に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 第2条（保険金等の代理請求）中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (2) 第3条（特約の締結）および第4条（特約の解約）中「保険契約者」とあるのは、主契約の年金支払開始日以後においては「主契約の年金受取人」と読み替えます。

第13条（遺族保障付個人年金保険に付加した場合の特則）

- この特約を遺族保障付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 第2条（保険金等の代理請求）中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは、主契約の年金支払開始日以後においては「年金支払開始日の前日における主契約の死亡保険金受取人」と読み替えます。
- (2) 第12条（終身年金保険「長寿年金」に付加した場合の特則）第2号の規定は、本条の場合に適用します。

第14条（個人年金保険、個人年金保険（S62）、個人年金保険（H8）または生存保障型個人年金保険に付加した場合の特則）

- この特約を個人年金保険、個人年金保険（S62）、個人年金保険（H8）または生存保障型個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 第2条（保険金等の代理請求）中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主契約の死亡給付金受取人」と、年金支払開始日以後においては「年金支払開始日の前日における主契約の死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (2) 第3条（特約の締結）および第4条（特約の解約）中「保険契約者」とあるのは、主契約の年金支払開始日以後においては「主契約の年金受取人」と読み替えます。
- (3) 主契約に夫婦年金特約を付加した場合には、特約年金支払開始日以後においては、つぎのとおりとします。
- (ア) 第1条（特約の対象となる保険金等）および第2条中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金特約条項中「第1被保険者」をいいます。
- (イ) 第2条中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「特約年金支払開始日の前日における主契約の死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (ウ) 第3条および第4条中「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
- (エ) 第3条中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。
- (オ) 夫婦年金特約条項の規定により支払われる特約年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第1条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。第2被保険者が受取人となる特約年金の代理請求の場合、第2条中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金特約条項中「第2被保険者」をいいます。
- (カ) 主契約に介護割増年金特約または介護割増年金特約（H13）を付加した場合には、特約年金支払開始日以後においては、つぎのとおりとします。
- (ア) 第2条中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「特約年金支払開始日の前日における主契約の死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (イ) 第3条および第4条中「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
- (ウ) 主契約に夫婦介護割増年金特約または夫婦介護割増年金特約（H13）を付加した場合には、第3号の規定を適用します。この場合、第3号中「夫婦年金特約」とあるのは「夫婦介護割増年金特約」または「夫婦介護割増年金特約（H13）」と読み替えます。

13)」と、「夫婦年金特約条項」とあるのは「夫婦介護割増年金特約条項」または「夫婦介護割増年金特約条項（H13）」と、第3号(イ)中「特約年金」とあるのは「特約年金、介護給付金および介護割増年金」と読み替えます。

第15条（変額保険（終身型）に付加した場合の特則）

この特約を変額保険（終身型）に付加した場合で、主約款に定める年金支払移行特則による年金支払を選択したときまたは主契約に夫婦年金移行特約を付加したときは、第11条（終身保険（S62）または新種終身保険に付加した場合の特則）第1号および第3号の規定を適用します。

第16条（5年ごと配当付終身保険または5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付終身保険または5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約に5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 主契約の全部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用したときは、第2条（保険金等の代理請求）中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「特約年金支払開始日の前日における主契約の死亡保険金受取人」と読み替えます。
 - (イ) 主契約の一部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用した場合で、5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したときは、第2条中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用しない終身保険部分の消滅時の死亡保険金受取人」と読み替えます。
- (2) 主契約に5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第1条（特約の対象となる保険金等）および第2条中「主契約の被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (イ) 主契約の全部について5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用したときは、第2条中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「特約年金支払開始日の前日における主契約の死亡保険金受取人」と読み替えます。
 - (ウ) 主契約の一部について5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用した場合で、5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したときは、第2条中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用しない終身保険部分の消滅時の死亡保険金受取人」と読み替えます。
- (3) 主契約に5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項の規定により支払われる特約年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第1条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。第2被保険者が受取人となる特約年金の代理請求の場合、第2条中「主契約の被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第2被保険者」をいいます。
- (4) 主契約に5年ごと配当付介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約（H13）を付加した場合には、第1号の規定を適用します。この場合、第1号中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約（H13）」と、「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項（H13）」と読み替えます。
- (5) 主契約に5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）を付加した場合には、第2号の規定を適用します。この場合、第2号中「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）」と、「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）」と、第2号(イ)中「特約年金」とあるのは「特約年金、介護給付金および介護割増年金」と読み替えます。

第17条（5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約に5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、第2条（保険金等の代理請求）中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「特約年金支払開始日の前日における主契約の死亡保険金受取人」と読み替えます。
- (2) 主契約に5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第1条（特約の対象となる保険金等）および第2条中「主契約の被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第1被保険者」をいいます。

- (イ) 第2条中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「特約年金支払開始日の前日における主契約の死亡保険金受取人」と読み替えます。
- (ウ) 第3条（特約の締結）中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。
- (I) 5年ごとと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約条項の規定により支払われる特約年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第1条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。第2被保険者が受取人となる特約年金の代理請求の場合、第2条中「主契約の被保険者」とあるのは5年ごとと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第2被保険者」をいいます。
- (3) 主契約に5年ごとと配当付介護割増年金移行特約または5年ごとと利差配当付介護割増年金移行特約（H13）を付加した場合には、第1号の規定を適用します。この場合、第1号中「5年ごとと配当付年金支払移行特約または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごとと配当付介護割増年金移行特約または5年ごとと利差配当付介護割増年金移行特約（H13）」と読み替えます。
- (4) 主契約に5年ごとと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごとと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）を付加した場合には、第2号の規定を適用します。この場合、第2号中「5年ごとと配当付夫婦年金移行特約または5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約」とあるのは「5年ごとと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごとと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）」と、「5年ごとと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約条項」とあるのは「5年ごとと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごとと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）」と、第2号(I)中「特約年金」とあるのは「特約年金、介護給付金および介護割増年金」と読み替えます。

第18条（5年ごとと配当付介護年金終身保障保険または5年ごとと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごとと配当付介護年金終身保障保険または5年ごとと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（保険金等の代理請求）中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (2) 主契約に5年ごとと配当付年金支払移行特約または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、第2条中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「特約年金支払開始日の前日における主契約の死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (3) 主契約に5年ごとと配当付夫婦年金移行特約または5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎのとおりとします。
- (ア) 第1条（特約の対象となる保険金等）および第2条中「主契約の被保険者」とあるのは5年ごとと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
- (イ) 第2条中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「特約年金支払開始日の前日における主契約の死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (ウ) 第3条（特約の締結）中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。
- (I) 5年ごとと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約条項の規定により支払われる特約年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第1条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。第2被保険者が受取人となる特約年金の代理請求の場合、第2条中「主契約の被保険者」とあるのは5年ごとと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第2被保険者」をいいます。

第19条（5年ごとと配当付終身医療保険または5年ごとと利差配当付終身医療保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごとと配当付終身医療保険または5年ごとと利差配当付終身医療保険に付加した場合には、第2条（保険金等の代理請求）中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。

第20条（無配当終身医療保険に付加した場合の特則）

この特約を無配当終身医療保険に付加した場合には、第2条（保険金等の代理請求）中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡時支払金受取人」と読み替えます。

第21条（無配当定期医療保険に付加した場合の特則）

この特約を無配当定期医療保険に付加した場合には、第2条（保険金等の代理請求）中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡返還金受取人」と読み替えます。

第22条（主契約に保険料払込免除特約（契約者型）が付加されている場合の特則）

主契約に保険料払込免除特約（契約者型）が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険料払込免除特約条項（契約者型）の規定による保険料払込の免除については、第1条（特約の対象となる保険金等）に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。この保険料払込の免除の代理請求の場合、第2条（保険金等の代理請求）中「主契約の被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。
- (2) すでに保険契約者が死亡しているときは、第3条（特約の締結）および第4条（特約の解約）中「保険契約者」とあるのは「後継保険契約者」と読み替えます。

第23条（主契約に5年ごとと配当付特定状態収入保障特約または5年ごとと利差配当付特定状態収入保障特約が付加されている場合の特則）

主契約に5年ごとと配当付特定状態収入保障特約または5年ごとと利差配当付特定状態収入保障特約が付加されている場

合で、第 1 回の特約特定疾病年金、特約障害年金または特約介護年金の支払事由が生じた日以後に、各特約の特約条項の規定により指定代理請求人の指定または変更が行われた場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第 2 条（保険金等の代理請求）第 2 項中「主契約または各特約」とあるのは、5 年ごと配当付特定状態収入保障特約または 5 年ごと利差配当付特定状態収入保障特約の特約特定疾病年金、特約障害年金または特約介護年金（以下本号において「特約年金」といいます。）の代理請求においては「5 年ごと配当付特定状態収入保障特約または 5 年ごと利差配当付特定状態収入保障特約」と、特約年金以外の代理請求においては「主契約または 5 年ごと配当付特定状態収入保障特約もしくは 5 年ごと利差配当付特定状態収入保障特約以外の各特約」と読み替えます。
- (2) 5 年ごと配当付特定状態収入保障特約または 5 年ごと利差配当付特定状態収入保障特約において指定代理請求人の指定または変更が行われた場合には、5 年ごと配当付特定状態収入保障特約または 5 年ごと利差配当付特定状態収入保障特約の特約特定疾病年金、特約障害年金および特約介護年金について、第 2 条第 3 項第 1 号の規定を適用します。
- (3) 5 年ごと配当付特定状態収入保障特約または 5 年ごと利差配当付特定状態収入保障特約以外の各特約において指定代理請求人の指定または変更が行われた場合には、5 年ごと配当付特定状態収入保障特約または 5 年ごと利差配当付特定状態収入保障特約の特約特定疾病年金、特約障害年金および特約介護年金以外の保険金等について、第 2 条第 3 項第 1 号の規定を適用します。

別表 1 請求書類

項 目	必 要 書 類
保険金等の 代理請求	(1) 主約款および各特約の特約条項に定める保険金等の請求書類 (2) 保険金等の受取人が保険金等を自ら請求できない特別な事情を示す書類 (3) 主契約の被保険者および代理人の戸籍抄本 (4) 代理人の住民票と印鑑証明書 (5) 主契約の被保険者または代理人の健康保険証の写し
(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	